

令和3年度 第2回四街道市障害者自立支援協議会 会議次第

令和3年10月15日（金）
10時00分から
四街道市役所5階第1会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 基幹相談支援センターの設置に関する最終報告について

(2) 日中サービス支援型共同生活援助の評価等に関する基準等について

3 その他

4 閉 会

議題（１）

基幹相談支援センターの設置に関する最終報告について

<p>資料No. 1-1</p> <p>令和3年10月15日 第2回四街道市障害者自立支援協議会</p>

（１）要綱及び機能分担の決定に関するこれまでの経緯

令和3年6月初旬	機能分担初案の作成
令和3年6月11日まで	障害福祉サービス事業所に対し、機能分担に関するアンケートの実施（資料No.1-2）
令和3年6月15日	市内相談支援事業所に対し、機能分担に関する説明の実施と意見聴取
令和3年6月17日	自立支援協議会生活部会において、機能分担及び今後の予定等に関する説明の実施と意見聴取
令和3年7月1日	市内障害福祉団体及び障害福祉サービス事業所に対し、機能分担案の書面送付及び意見募集
令和3年8月	事業実施要綱案及び機能分担表修正案の作成
令和3年8月19日	自立支援協議会生活部会（書面開催）へ事業実施要綱案及び機能分担表修正案の提出及び意見募集
令和3年9月17日	事業実施要綱最終案（資料No.1-3）及び機能分担表最終案（資料No.1-4）の作成、自立支援協議会生活部会への送付及び承認

（２）基幹相談支援センター設置に関する今後の予定

令和3年10月15日	自立支援協議会本会において、事業実施要綱最終案（資料No.1-3）及び機能分担表最終案（資料No.1-4）に関する承認
開設まで	事業実施要綱に関する法規的審査、行政組織の改編及び資機材調達等の市内部事務の実施
令和4年4月1日	四街道市障害者基幹相談支援センター開設

(3) 要綱及び機能分担の作成における参考資料等

1. 公益社団法人日本社会福祉士会より示されている、「基幹相談支援センター設置促進のための手引き」を基としました。
2. 同会より基幹相談支援センター設置に関する好事例として示されている2自治体の事例を参考としました。

(4) 要綱及び機能分担の作成にあたっての基本的な考え方

1. 基幹相談支援センターにおける最も重要な役割を、各事業所の既存業務を直接的に引き受けることではなく、後方支援及びコーディネートと位置づけ、各事業所における障害者支援業務がより適切に実施され、また、推進されることを目的としました。
2. 障害福祉サービス提供事業所に対するアンケート結果を踏まえ、四街道市の実状に沿った、効果的かつ実効性の高い基幹相談支援センターの設置を目的としました。
3. 基幹相談支援センターの設置はあくまでスタートであり、設置後も継続してセンター機能を効率的に成長させ、また、基幹相談支援センターの成長に伴う地域の障害者福祉の向上を目的としました。
4. 機能分担に関しては以上を踏まえ、基幹相談支援センターの役割を「整理」「助言」「コーディネート」といった、後方支援に関する業務に重きをおいて作成しました。

基幹相談支援センター開設に係る意見聴取結果

1. 意見聴取の概要

令和4年4月1日より基幹相談支援センターを行政直営により開設するにあたり、「基幹相談支援センターに求める機能」等について、各障害福祉団体から意見を聴取した。

- 調査期間：令和3年5月19日から令和3年6月11日
- 調査団体：市内障害福祉サービス事業所（45団体）・市内障害福祉団体（9団体）
- うち回答有効回答24団体

2. 主な意見（基幹相談支援センターに求める、期待する機能）

①総合的・専門的な相談支援の実施

1. 24時間365日の緊急時対応、相談対応（類似意見13）
2. 気軽に相談することのできる窓口機能（類似意見11）
3. 3障害の種別やニーズに応じた専門的支援、事業所紹介と管理（類似意見9）
4. 相談先、受入先及び各種サービス利用に関するコーディネート（類似意見5）

②地域の相談支援体制の強化と取り組み

1. 人材育成のための専門研修の企画・実施（類似意見13）
2. 事業所間の情報共有手段の強化（類似意見12）
3. 障害福祉サービスのみで解決できない事例に関し、介護保険との調整や、本人を取り巻く環境を含めた相談支援等の連携・支援体制の強化（類似意見8）
4. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについての協議の企画運営（類似意見7）

③地域移行・地域定着の促進の取り組み

1. 連携の核として情報を整理し、ニーズと課題の共有、解決に向けたコーディネート機能（類似意見10）
2. 地域移行から定着までの連携的なサポート体制の構築（類似意見3）

④権利擁護・虐待防止

1. 申立人不在または虐待時の成年後見制度利用時の市長申し立ての実施（類似意見6）
2. 地域生活支援拠点とリンクした虐待相談（未然防止相談）窓口（類似意見6）
3. 虐待についての専門的な研修の実施（類似意見5）

⑤その他

1. 障害に関する周知、啓発の強化（類似意見5）

3. 主な意見（基幹相談支援センターとの連携が必要な地域生活支援拠点等の機能）

①相談支援

1. 基幹相談支援センターはコーディネート役として、緊急時の支援が見込めない世帯を把握し、相談支援事業所などとの連帯体制を確保して、必要な相談とサービスを提供する。（類似意見7）
2. 施設を利用している利用者の情報を、適切な取り扱いのもと基幹相談支援センターと共有し、緊急時に対応できるような体制を構築する。（類似意見5）

②緊急時の受け入れ

1. 施設の空床状況の把握、緊急時の情報提供（類似意見11）
2. 障害者家族の急病や自身の状態の急変など、緊急時に対応できる短期間入所や日中一時支援などを活用した緊急受け入れ体制等の確保や、災害時の避難場所等緊急受け入れ体制等の確保。（類似意見8）
3. 事業所が新型コロナウイルス感染症クラスター発生時の利用者の受け入れ、斡旋。（類似意見3）

③体験の機会、場

1. グループホームや一人暮らしへ移行する際の体験の機会の調整。（類似意見5）
2. 施設や親元からの自立、ひきこもり防止、社会とつながりを持つ等にあたって、環境の変化に慣れるため、共同生活援助等の障害福祉サービスの体験利用の機会・場の調整。（類似意見3）

④専門的人材の確保・養成

1. 医療的ケアが必要な人、高齢化して重症化した障害者に対して、専門的な対応をできる体制や人材が不足しているため、その養成と研修の企画。（類似意見12）
2. 総合的な研修の実施。（類似意見3）

⑤地域の体制づくり

1. 連携の核となって情報を整理し、ニーズ・課題に合わせ、地域全体での情報共有や連携に関するコーディネートの実施。（類似意見14）
2. 公共施設や空き店舗を活用した、障害の有無にかかわらず交流の促進の実施。（類似意見7）

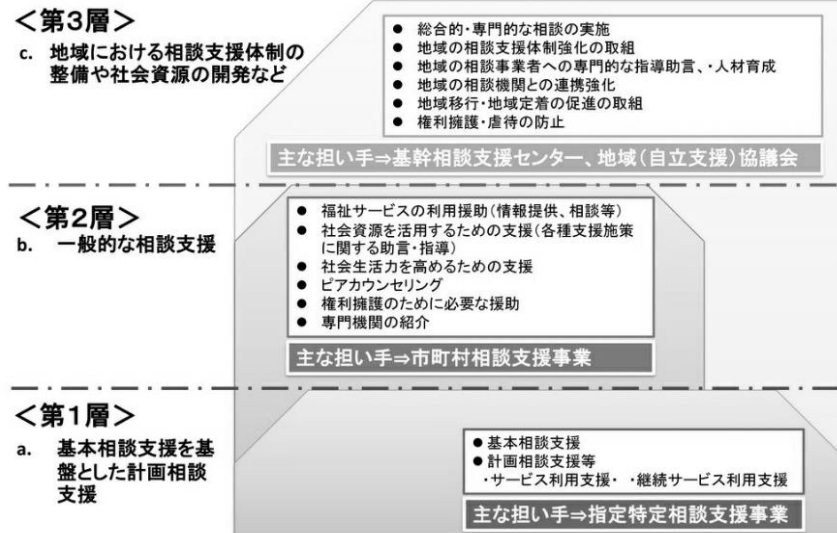
四街道市基幹相談支援センター 機能分担表(令和3年9月17日時 最終案)

資料No. 1-4

令和3年10月15日
第2回四街道市障害者自立支援協議会

大項目	中項目	小項目	実施主体(各機能を主に担う機関に●、補完的に担う機関に○)					
			基幹相談支援センター	市町村	左記以外 公的機関	委託相談 支援事業所	計画相談 支援事業所	自立支援 協議会
①総合的・専門的な相談支援の実施	3障害等への総合的な対応	1 身体障害	○	○		●	○	
		2 知的障害	○	○		●	○	
		3 精神障害	○	○		●	○	
		4 難病	○	○		●	○	
		5 障害児	○	○		●	○	
	専門性が高いケースへの対応 (対応困難事例)	6 世帯(家族)の支援も必要なケース	●	○	○	○	○	
		7 地域移行ケース	●	○	○	○	○	
		8 自市町村外からの転入(転出)ケース	●	○		○	○	
		9 広域対応が必要なケース	●	○	○	○	○	
		10 障害特性への専門的支援が多く必要なケース	○	○	●	○	○	
		11 触法ケース	○	○	●	○	○	
	総合相談	12 総合相談窓口の設置	●	○		○		
		13 緊急時対応	○	○	●	○		

重層的な相談支援体制



(基幹相談支援センターの役割)

●既存の相談支援体制を生かしつつ、三層構造による相談支援体制を構築し、基幹相談支援センターはそのうち第3層における役割を担うことを目的とする。

●困難事例に対しては、「整理」「助言」「コーディネート」を主な役割とする。

●横断的な支援が必要な相談を広く受け入れる体制を構築し、障害者等が地域において安心して生活するための重要な組織とする。

●障害福祉サービスの対象とならない障害者への支援、計画相談支援に繋がるまでに時間を要する障害者への支援、対応困難事例等については、ケースによっては第2層、または第3層から支援を開始する場合もあるが、そのままケアマネジメントを継続するのではなく、第1層目(第2層目)の担い手に引き継いで行く。

●障害特性への専門的支援、触法ケース及び緊急時対応等については、他の公的機関等の支援を受けつつ、より適切な対応を実施する。

四街道市基幹相談支援センター 機能分担表(令和3年9月17日時 最終案)

資料No. 1-4

令和3年10月15日
第2回四街道市障害者自立支援協議会

大項目	中項目	小項目	実施主体(各機能を主に担う機関に●、補完的に担う機関に○)						
			基幹相談支援センター	市町村	左記以外 公的機関	委託相談 支援事業所	計画相談 支援事業所	自立支援 協議会	
②地域の相談支援体制の強化と取り組み	計画相談支援の推進	14 通常のケースの計画相談実施					●		
		15 計画のモニタリング		○			●		
		16 研修の企画運営			●				
		17 相談支援体制の構築(指定事業所の連携推進)		●				○	
		18 計画相談マニュアル・Q&A作成			●				
	計画相談の後方支援	19 専門性が高いケースの計画相談サポート			○		●		
		20 計画のスーパーバイズ		●					
		21 相談支援専門員からの相談対応	●	○	○				
		22 ケース会議同席	●	○		○	○		
		23 困難ケースの受理会議(関係者によるケース会議)	●	○	○	○	○		
		24 相談支援事業所連絡会に関する業務	●	○		○	○		
		25 住民への周知活動やリーフレット等の作成	●	○					
	人材育成	26 相談支援従事者研修の企画運営	○		●				
		27 サービス管理・提供責任者研修の企画運営			●				
		28 福祉人材の養成	○		●				
	地域づくり	29 自立支援協議会事務局	○	●		○			
		30 当事者活動の推進・支援(ピアサポート活動への支援)	○		●	○			
		31 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議	○	○	●	○		○	
	関係機関との連携	32 療育支援事業所、幼稚園・保育所、学校等	●	○		○	○		
		33 ハローワーク、就労・生活支援センター、企業、商工関連団体等	●	○	○	○	○	○	
		34 医療機関	●	○		○	○		
		35 発達障害者支援センター	●	○		○	○		
		36 地域包括支援センター、介護保険事業所等	●	○		○	○		
	<p>(基幹相談支援センターの役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●既存の計画相談支援体制を生かしつつ、計画相談の後方支援に取り組む。 ●面接方法やアセスメント方法、各障害種別の特性等を学ぶ研修会などの開催・周知に関与し、また、相談支援事業所連絡会を通じ各相談支援事業者に対する指導や助言を行い、地域としての人材育成の体制の整備を行う。 ●自立支援協議会事務局を補佐し、部会間の連携の強化を図る。ピアサポート活動、地域包括ケアシステム構築会議に関与することで、障害者を支える地域づくりを行う。 ●障害者の地域生活を支える仕組みの要となる相談機関として、各相談支援機関をはじめ、民生委員、地域包括支援センター、子育て支援拠点、保健所、地域拠点病院、特別支援学校、ハローワーク等の相談機関との連携強化を図る。 								

四街道市基幹相談支援センター 機能分担表(令和3年9月17日時 最終案)

資料No. 1-4

令和3年10月15日
第2回四街道市障害者自立支援協議会

大項目	中項目	小項目	実施主体(各機能を主に担う機関に●、補完的に担う機関に○)					
			基幹相談支援センター	市町村	左記以外 公的機関	委託相談 支援事業所	計画相談 支援事業所	自立支援 協議会
③地域移行・地域定着の促進の取り組み	地域相談支援の推進	37 地域相談のスーパーバイズ			●			
		38 研修の企画運営			●			
		39 地域相談マニュアル・Q&A作成			●			
		40 住居サポート事業の受託			●			
	体制整備	41 体制整備のコーディネート	○	○	●			
	地域の把握、関係機関への普及啓発	42 地域移行・地域定着に関する普及啓発	○		●			
(基幹相談支援センターの役割) ●地域移行・地域定着に関する相談支援について既存の相談支援体制を生かしつつ、障害者の地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートを行う。 ●社会資源の充足に向けた働きかけを行う。 ●地域移行・地域定着に関する普及啓発を行う。								
④権利擁護・虐待防止	地域への普及啓発	43 権利擁護に関する地域への普及・啓発	●	○				
	虐待防止センター機能	44 相談対応	●	○		○	○	
		45 通報受付(日中)	●	○				
		46 夜間・休日通報受付	○		●			
		47 緊急一時保護場所調整	●	○		○	○	
		48 事実確認	○	●		○		
		49 ケース対応	○	●		○	○	
		50 専門機関との連携	○	●		○	○	
	障害者差別解消	51 相談窓口	●	○	○	○	○	
	成年後見相談機能	52 相談対応	●	○		○	○	
		53 市町村長申立て機能受託	○	●				
54 専門機関との連携		○	●		○	○		
金銭管理機能	55 金銭管理相談対応	○	○	●				
(基幹相談支援センターの役割) ●障害者に対する虐待防止センターとして、通報窓口の機能を持つ。 ●専門機関と連携し、虐待を受けた障害者または擁護者に対するケース対応等の支援を行う。 ●障害者差別解消に関する相談窓口業務を行う。 ●成年後見に関し相談対応を行うほか、専門機関と連携し適切な成年後見制度の利用を促進する。								

四街道市基幹相談支援センター 機能分担表(令和3年9月17日時 最終案)

資料No. 1-4

令和3年10月15日
第2回四街道市障害者自立支援協議会

大項目	中項目	小項目	実施主体(各機能を主に担う機関に●、補完的に担う機関に○)					
			基幹相談支援センター	市町村	左記以外 公的機関	委託相談 支援事業所	計画相談 支援事業所	自立支援 協議会
⑤その他	地域生活拠点調整機能	56 事業所間の調整	●	○				
		57 運営会議事務局	●	○				
	情報発信・共有	58 広報発行	●	○			○	
		59 ホームページ開設・運営	●	○				
		60 相談支援に関する制度の情報提供	●	○		○	○	
	(基幹相談支援センターの役割) ●地域生活支援拠点の面的体制整備を実施するための調整を行う。 ●広報誌、ホームページ等を通じ、各種の情報発信や制度の情報提供を行う。							

議題（2）

日中サービス支援型共同生活援助の評価等に関する基準等について

（1）要綱等の決定に関するこれまでの経緯

令和2年4月1日	千葉県において「日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告・協議会等からの評価等に関する実施要綱」及び各種様式の制定
令和2年12月22日	市内初の対象事業所「グループホームふわふわ四街道」の指定申請に関し、千葉県知事からの求めにより、自立支援協議会における評価の実施
令和3年7月1日	「グループホームふわふわ四街道」事業開始
令和3年8月	「日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告・協議会からの評価等に関する実施要綱案」及び「各種様式案」の作成
令和3年8月19日	自立支援協議会生活部会（書面開催）へ、実施要綱案及び各種様式案の提出、意見募集
令和3年9月17日	実施要綱最終案（資料2-2・1ページ）及び各種様式最終案（資料2-2・4ページ以降）の作成、自立支援協議会生活部会への送付及び承認

（2）日中サービス支援型共同生活援助の評価等に関する今後の予定

令和3年10月15日	自立支援協議会本会において、実施要綱最終案（資料2-2・1ページ）及び各種様式最終案（資料2-2・4ページ以降）に関する承認
令和4年1月21日(予定)	自立支援協議会生活部会における評価の実施（必要により事業者に出席と説明を求める）
令和4年2月18日(予定)	自立支援協議会本会において評価結果の決定
令和4年3月	千葉県総合支援協議会に対し評価結果の報告
期日未定	（必要に応じて）千葉県総合支援協議会より、四街道市障害者自立支援協議会が実施した評価に対する助言等

(3) 要綱等の決定における参考資料等

1. 年1回実施される評価に関しては、千葉県において制定された「日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告・協議会等からの評価等に関する実施要綱」及び、同じく千葉県が定める各種様式を基としました。(資料2-2・18ページ、第1号様式から第3号様式まで)
2. 新規に日中サービス支援型指定共同生活援助の指定を受けようとする者のうち、千葉県知事が必要と認める者より提出を受ける事業計画等の内容の評価に関しては、先進地事例を参考としました。(資料2-2・24ページ、第4号様式から第7号様式まで)

(4) 要綱案及び評価基準案の作成にあたっての基本的な考え方

1. 評価をより具体的かつ実効的なものとするため、各評価項目を協議会において一次的に5段階(5点満点)で評価することとし、各評価項目の点数に応じた要望・助言等を協議会より付することとしました。(資料2-2・4ページ「第2号様式に関する評価例について」及び資料2-2・17ページ「第6号様式に関する評価例について」)

日中サービス支援型共同生活援助における協議会への
報告・協議会からの評価等に関する実施要綱及び評価基準（案）

日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告・協議会からの評価等に関する実施要綱	1 ページ
日中サービス支援型共同生活援助における「四街道市障害者自立支援協議会への報告・評価」について	2 ページ
第2号様式に関する評価例について	4 ページ
第6号様式に関する評価例について	17 ページ
第1号様式 ～ 第3号様式（毎年の評価に関する様式）	18 ページ
第4号様式 ～ 第7号様式（指定申請を受けるにあたり、知事が必要と認めた場合の評価に関する様式）	24 ページ

日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告・協議会からの評価等に関する実施要綱

(目的)

第1条 日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告・協議会からの評価等は、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(協議会への定期報告)

第2条 日中サービス支援型グループホーム設置者（以下、「設置者」という。）は年に1回以上、当該事業所が所在する四街道市障害者自立支援協議会（以下、「協議会」という。）に対し、当該事業所の実施状況等を報告し、協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴かなければならないものとする。

2 設置者は、協議会が別に定める期日までに、日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書及び報告・評価シートに必要事項を記入し、当該協議会へ提出しなければならない。

なお、新規指定後の提出は1年以内とし、以後の提出は1年毎とする。

3 協議会は必要に応じて設置者に対し、当該事業の実施状況等について説明を求めることができるものとする。

4 設置者は協議会における評価及び助言、要望等を尊重し、当該事業における質の向上に努めるものとする。

(協議会の評価)

第3条 協議会は設置者から上記第2条第2項に基づき関係書類が提出された際は、速やかに内容を審査の上、当該設置者の評価を行うものとする。

2 協議会は、設置者に対し、追加の説明又は報告等を求めることができるものとする。

(記録の保管等)

第4条 上記第2条及び第3条で規定する協議会における評価を受けた設置者は、その報告内容及びそれに対する評価、助言及び要望等についての記録を整備し、5年間保管しなければならない。

2 設置者は、個人情報の保護に留意しつつ、サービス提供記録及び事業の運営状況等を積極的に公表するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるものを除く他の日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告・協議会からの評価等の実施に関する必要な事項は、別に定める。

日中サービス支援型共同生活援助における「四街道市障害者自立支援協議会への報告・評価」について（要綱補足資料）

1. 日中サービス支援型共同生活援助について

（1）日中サービス支援型共同生活援助の創設

平成30年4月に施行された障害者総合支援法の改正に伴い、共同生活援助（グループホーム）に新たな類型である「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されました。

（2）創設の趣旨

障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。

（3）対象者

重度化・高齢化のため、日によって日中活動サービス等を利用することが難しい障害者を対象としています。共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限は設けられていません。

2. 報告・評価の法的根拠について

日中サービス支援型共同生活援助の運営にあたっては、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、四街道市障害者自立支援協議会（以下「市協議会」という。）に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第213条の10による）

3. 報告・評価の方法について

四街道市内に事業所が所在する、日中サービス支援型指定共同生活援助を行っている者（以下、指定事業者）は、「報告・評価シート」（別添第2号様式）の「事業所記入欄」に必要事項を記入の上、「日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書（事業者用）」（別添第1号様式）と併せて、市協議会に提出する。その後、市協議会から指定事業者に対して評価・助言等を行う。

また、市協議会は、評価等を取りまとめた上で、「日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書（市町村用）」（別添第3号様式）をもって千葉県総合支援協議会（以下、県協議会）に報告を行い、県協議会は必要に応じ市町村協議会等に助言等を行う。

なお、知事が必要と認める場合には、新規に日中サービス支援型指定共同生活援助の指定

申請を行う者（以下、新規指定事業者）は市協議会に対して「事業計画シート」（別添第6号様式）及び「1日のGH内利用者数・職員の勤務体制案」（別添第7号様式）を用いて運営方針や活動内容等を説明することとし、当該協議会による評価を受け、その内容を「市町村協議会等における評価結果等の報告書」（別添第4号様式）及び「市町村協議会等による評価結果報告シート」（別添第5号様式）を用いて知事へ報告を行う。

4. 定期的な報告・評価に係る関係書類の提出時期について

（1）指定事業者から市町村協議会等への提出時期について

指定事業者から市協議会への提出時期は、市協議会が別に定める期日までとする。なお1回目の提出は、指定後1年以内とし、以後は1年毎に提出するものとする。

（2）市協議会から県協議会への提出時期について

市協議会は評価結果等を取りまとめの上、県協議会へ毎年提出するものとする。

5. 評価の基準について

（1）利用者の主な日中活動及び支援体制の確保について

- グループホーム内で主にどのような日中サービスを提供しているか。
- 外部の日中活動サービス等の利用先や利用人数などの状況はどうか。

（2）利用者に対する地域生活の支援状況について

- 充実した地域生活を送るための外出や余暇活動の支援に努めているか。
- 体験的利用のニーズに対応しているか。

（3）支援体制の確保について

- 日中や土日を含めた常時の支援体制が確保されているか。

（4）地域に開かれた運営について

- 家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。
- 実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。

（5）短期入所の併設について

- 地域で生活する障害者の方を積極的に受け入れているか。
- 緊急、一時的な支援等の受入れに対応しているか。

（6）相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況について

（7）その他市が求める報告項目（利用者の健康管理、医療との連携、職員の質向上等）

第2号様式に関する評価例について

日中サービス支援型共同援助における第2号様式を用いた報告に対しては、各項目に点数評価を実施する。評価点数については、原則として1～5までの5段階とし、各項目とも5を最高点数とする。

また、各項目における評価点数基準及び付帯意見の例については、以下のとおりとする。

なお、様式第2号中の「市町村協議会等記入欄」には評価点数は記入せず、付帯意見例を参考とし、具体的かつ効果的な要望・助言・評価を記載する。

項目番号	3	
項目名	利用者の主な日中の活動について	
記載事項	日中をGH内で過ごす利用者に対してどのような支援・サービスを提供しているのかについて	
評価点数	1	支援・サービスの内容に不足がある、または改善を要する。
	2	支援・サービスの内容に改善の余地がある。
	3	標準的な支援・サービスが提供されている。
	4	優れた支援・サービスが提供されている。
	5	極めて優れた支援・サービスが提供されている。
付帯意見の例	1	〇〇に〇〇を含める必要がある。 〇〇について、〇〇と改める必要がある。
	2	〇〇について、〇〇と改めるよう検討願いたい。
	3	概ね適切だが、より充実した支援・サービスの提供に努められたい。
	4	適切であり、水準の維持に努められたい。
	5	極めて適切であり、水準の維持に努められたい。

項目番号	3	
項目名	利用者の主な日中の活動について	
記載事項	外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について	
評価点数	1	利用人数または内容に不足がある、または改善を要する。
	2	利用人数または内容に改善の余地がある。
	3	標準的な利用人数及び内容である。
	4	利用人数及び内容が優れている。
	5	利用人数及び内容が極めて優れている。
付帯意見 の例	1	〇〇に〇〇を含める必要がある。 〇〇について、〇〇と改める必要がある。
	2	〇〇について、〇〇と改めるよう検討願いたい。
	3	概ね適切だが、更なる利用人数の拡充と内容の充実に努められたい。
	4	適切であり、水準の維持に努められたい。
	5	極めて適切であり、水準の維持に努められたい。

項目番号	4	
項目名	利用者に対する地域生活の支援状況について	
記載事項	GH内で過ごす利用者が充実した地域生活を送るために行っている外出・余暇活動等の支援活動の事例について	
評価点数	1	外出・余暇活動等の支援活動の内容に不足がある、または改善を要する。
	2	外出・余暇活動等の支援活動の内容に改善の余地がある。
	3	標準的な外出・余暇活動等の支援活動が提供されている。
	4	優れた外出・余暇活動等の支援活動が提供されている。
	5	極めて優れた外出・余暇活動等の支援活動が提供されている。
付帯意見の例	1	〇〇に〇〇を含める必要がある。 〇〇について、〇〇と改める必要がある。
	2	〇〇について、〇〇と改めるよう検討願いたい。
	3	概ね適切だが、より効果的な外出・余暇活動等の支援活動の提供に努められたい。
	4	適切であり、水準の維持に努められたい。
	5	極めて適切であり、水準の維持に努められたい。

項目番号	4	
項目名	利用者に対する地域生活の支援状況について	
記載事項	体験的利用等のニーズに対応しているか。（体験利用者の人数及び事例）	
評価点数	1	体験的利用の人数または内容に不足がある、または改善を要する。
	2	体験的利用の人数または内容に改善の余地がある。
	3	標準的な体験的利用が提供されている。
	4	積極的に体験的利用が提供されている。
	5	極めて積極的に体験的利用が提供されている。
付帯意見 の例	1	〇〇に〇〇を含める必要がある。 〇〇について、〇〇と改める必要がある。
	2	〇〇について、〇〇と改めるよう検討願いたい。
	3	概ね適切だが、より積極的な体験的利用の提供に努められたい。
	4	適切であり、水準の維持に努められたい。
	5	極めて適切であり、水準の維持に努められたい。

項目番号	5	
項目名	支援体制の確保について	
記載事項	日中・土日を含めた常時の支援体制確保状況に関する事例について	
評価点数	1	支援体制の確保状況に不足がある、または改善を要する。
	2	支援体制の確保に改善の余地がある。
	3	標準的な支援体制が確保されている。
	4	優れた支援体制が確保されている。
	5	極めて優れた支援体制が確保されている。
付帯意見 の例	1	〇〇に〇〇を含める必要がある。 〇〇について、〇〇と改める必要がある。
	2	〇〇について、〇〇と改めるよう検討願いたい。
	3	概ね適切だが、より効果的な支援体制の確保に努められたい。
	4	適切であり、水準の維持に努められたい。
	5	極めて適切であり、水準の維持に努められたい。

項目番号	6	
項目名	地域に開かれた運営について	
記載事項	家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。（交流機会の事例等）	
評価点数	1	交流の機会の確保に不足がある、または改善を要する。
	2	交流の機会の確保に改善の余地がある。
	3	標準的な交流の機会が確保されている。
	4	積極的に交流の機会が確保されている。
	5	極めて積極的に交流の機会が確保されている。
付帯意見 の例	1	〇〇に〇〇を含める必要がある。 〇〇について、〇〇と改める必要がある。
	2	〇〇について、〇〇と改めるよう検討願いたい。
	3	概ね適切だが、より積極的な交流の機会の確保に努められたい。
	4	適切であり、水準の維持に努められたい。
	5	極めて適切であり、水準の維持に努められたい。

項目番号	6	
項目名	地域に開かれた運営について	
記載事項	実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。(受け入れ人数及び受け入れの事例等)	
評価点数	1	実習生やボランティアの受け入れについて不足がある、または改善を要する。
	2	実習生やボランティアの受け入れに改善の余地がある。
	3	標準的な実習生やボランティアの受け入れがなされている。
	4	積極的に実習生やボランティアの受け入れがなされている。
	5	極めて積極的に実習生やボランティアの受け入れがなされている。
付帯意見の例	1	〇〇に〇〇を含める必要がある。 〇〇について、〇〇と改める必要がある。
	2	〇〇について、〇〇と改めるよう検討願いたい。
	3	概ね適切だが、より効果的な実習生やボランティアの受け入れに努められたい。
	4	適切であり、水準の維持に努められたい。
	5	極めて適切であり、水準の維持に努められたい。

項目番号	7	
項目名	短期入所の併設について	
記載事項	地域で生活する障害のある人を積極的に受け入れているか。（受け入れ状況）	
評価点数	1	障害のある人の短期入所状況に不足がある、または改善を要する。
	2	障害のある人の短期入所状況に改善の余地がある。
	3	障害のある人の短期入所受け入れが標準的になされている。
	4	積極的に障害のある人の短期入所受け入れがなされている。
	5	極めて積極的に障害のある人の短期入所受け入れがなされている。
付帯意見 の例	1	〇〇に〇〇を含める必要がある。 〇〇について、〇〇と改める必要がある。
	2	〇〇について、〇〇と改めるよう検討願いたい。
	3	概ね適切だが、より積極的な障害のある人の短期入所受け入れに努められたい。
	4	適切であり、水準の維持に努められたい。
	5	極めて適切であり、水準の維持に努められたい。

項目番号	7	
項目名	短期入所の併設について	
記載事項	緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。（受け入れ事例等）	
評価点数	1	緊急・一時的な支援等の受け入れに不足がある、または改善を要する。
	2	緊急・一時的な支援等の受け入れに改善の余地がある。
	3	標準的な緊急・一時的な支援等の受け入れがなされている。
	4	積極的な緊急・一時的な支援等の受け入れがなされている。
	5	極めて積極的な緊急・一時的な支援等の受け入れがなされている。
付帯意見 の例	1	〇〇に〇〇を含める必要がある。 〇〇について、〇〇と改める必要がある。
	2	〇〇について、〇〇と改めるよう検討願いたい。
	3	概ね適切だが、より積極的な緊急・一時的な支援等の受け入れに努められたい。
	4	適切であり、水準の維持に努められたい。
	5	極めて適切であり、水準の維持に努められたい。

項目番号	8	
項目名	相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況について	
記載事項	具体的な連携状況の事例について	
評価点数	1	相談支援事業者や他のサービス事業所との連携に不足がある、または改善を要する。
	2	相談支援事業者や他のサービス事業所との連携に改善の余地がある。
	3	相談支援事業者や他のサービス事業所との連携が標準的に図れている。
	4	相談支援事業者や他のサービス事業所との連携が積極的に図れている。
	5	相談支援事業者や他のサービス事業所との連携が極めて積極的に図れている。
付帯意見の例	1	〇〇に〇〇を含める必要がある。 〇〇について、〇〇と改める必要がある。
	2	〇〇について、〇〇と改めるよう検討願いたい。
	3	概ね適切だが、より積極的な相談支援事業者や他のサービス事業所との連携を図られたい。
	4	適切であり、水準の維持に努められたい。
	5	極めて適切であり、水準の維持に努められたい。

項目番号	9	
項目名	利用者の権利擁護について	
記載事項	利用者の個人情報保護に関して実施した事例について	
評価点数	1	利用者の個人情報保護に関して不足がある、または改善を要する。
	2	利用者の個人情報保護に関して改善の余地がある。
	3	利用者の個人情報保護が標準的になされている。
	4	優れた利用者の個人情報保護がなされている。
	5	極めて優れた利用者の個人情報保護がなされている。
付帯意見 の例	1	〇〇に〇〇を含める必要がある。 〇〇について、〇〇と改める必要がある。
	2	〇〇について、〇〇と改めるよう検討願いたい。
	3	概ね適切だが、より利用者の個人情報保護に努められたい。
	4	適切であり、水準の維持に努められたい。
	5	極めて適切であり、水準の維持に努められたい。

項目番号	9	
項目名	利用者の権利擁護について	
記載事項	虐待等の権利侵害の予防・対応に関して実施した事例について	
評価点数	1	権利侵害の予防・対応に関して不足がある、または改善を要する。
	2	権利侵害の予防・対応に関して改善の余地がある。
	3	標準的な権利侵害の予防・対応が実施されている。
	4	優れた権利侵害の予防・対応が実施されている。
	5	極めて優れた権利侵害の予防・対応が実施されている。
付帯意見 の例	1	〇〇に〇〇を含める必要がある。 〇〇について、〇〇と改める必要がある。
	2	〇〇について、〇〇と改めるよう検討願いたい。
	3	概ね適切だが、より充実した権利侵害の予防・対応に努められたい。
	4	適切であり、水準の維持に努められたい。
	5	極めて適切であり、水準の維持に努められたい。

項目番号	10	
項目名	その他	
記載事項	利用者の健康管理、医療との連携、職員の質向上等に関して実施した事例について	
評価点数	1	利用者の健康管理、医療との連携、職員の質向上等に関して不足がある、または改善を要する。
	2	利用者の健康管理、医療との連携、職員の質向上等に関して改善の余地がある。
	3	利用者の健康管理、医療との連携、職員の質向上等が標準的になされている。
	4	利用者の健康管理、医療との連携、職員の質向上等が積極的になされている。
	5	利用者の健康管理、医療との連携、職員の質向上等が極めて積極的になされている。
付帯意見の例	1	〇〇に〇〇を含める必要がある。 〇〇について、〇〇と改める必要がある。
	2	〇〇について、〇〇と改めるよう検討願いたい。
	3	概ね適切だが、より積極的な利用者の健康管理、医療との連携、職員の質向上等に努められたい。
	4	適切であり、水準の維持に努められたい。
	5	極めて適切であり、水準の維持に努められたい。

第6号様式に関する評価例について

「千葉県知事が必要と認める場合」にあたる、日中サービス支援型共同援助の指定申請を行う者（以下、「新規指定申請者」という。）からの第6号様式を用いた報告に対しては、各項目に点数評価を実施する。評価点数については、原則として1～5までの5段階とし、各項目とも5を最高点数とする。評価点数基準については、以下のとおりとする。

また、1または2と評価された項目及び、3以上の評価を受けた項目のうち特に意見することが必要と考えられる項目については、付帯意見例を参考とし、具体的かつ効果的な要望・助言・評価等の意見を、第5号様式を用いて付すこととする。

なお、第5号様式には評価点数は記入しないこととする。

評価点数	1	計画に不足がある、または改善を要する。
	2	計画の一部に改善の余地がある。
	3	概ね適切な計画となっている。
	4	優れた計画となっている。
	5	極めて優れた計画となっている。
付帯意見 の例	1	（計画の見直しを求める意見を付す場合） <ul style="list-style-type: none"> ▶ ○○の計画に、○○を含める必要がある。 ▶ ○○の計画のうち、○○を○○に改める必要がある。
	2	（計画の改善を求める意見を付す場合） <ul style="list-style-type: none"> ▶ ○○の計画のうち、○○を○○とするよう努められたい。
	3超	（特に意見することが必要と考えられる場合） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 計画に○○を含めるよう、検討願いたい。

年 月 日

日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書（事業者用）
（ 年度分）

（あて先）四街道障害者自立支援協議会長

所在地

法人名

代表者名

印

上記の件について、下記及び別添のとおり提出します。

記

1 報告・評価シートを提出する事業所

事業所番号	事業所名	新規

※ 今年度初めて提出する事業所については、新規欄に○をつけてください。

2 本件に関する連絡先

担当者名	
連絡先	

報告・評価シート

【報告日 年 月 日】

【評価日 年 月 日】

項目	【事業所記入欄】													
1 施設概要	事業者名									日中				
	指定日	年	月	日	人員配置		世話人	生活支援員						
	所在地									人	人			
	定員数（共同生活援助）									（常勤換算後）	（常勤換算後）			
	定員数（短期入所）									人	人			
	共同生活住居数									夜間				
		【住居の内訳】	【定員数の内訳】								世話人（夜間）	世話人（夜間）		
		【住居名を記載】									人	人		
		【住居名を記載】									（常勤換算後）	（常勤換算後）		
		【住居名を記載】									人	人		
2 利用者状況 (令和 年 月 日 現在)	障害支援区分	人数								主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）				
	非該当									身体	総 数： 人			
	区分 1									主に日中GHで過ごす人数： 人				
	区分 2									知的	総 数： 人			
	区分 3									主に日中GHで過ごす人数： 人				
	区分 4									精神	総 数： 人			
	区分 5									主に日中GHで過ごす人数： 人				
	区分 6									難病等	総 数： 人			
	合計									主に日中GHで過ごす人数： 人				

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
3 利用者の主な日中の活動について	<p>・GH内で主にどのような日中サービスを提供しているか。</p> <hr/> <p>(日中をGH内で過ごす利用者に対してどのような支援・サービスを提供しているのかについて)</p> <p>・外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 人</p> <hr/> <p>(主な外部の日中活動サービスの種類について)</p>	
4 利用者に対する地域生活の支援状況について	<p>・利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。</p> <hr/> <p>(GH内で過ごす利用者が充実した地域生活を送るために行っている外出・余暇活動等の支援活動の事例について)</p> <p>・体験的利用等のニーズに対応しているか。</p> <hr/> <p>(これまでの体験利用者の人数)</p> <hr/> <p>(体験利用の事例について)</p>	
5 支援体制の確保について	<p>・日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか</p> <hr/> <p>(常時の支援体制確保状況の事例について)</p>	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価				
6 地域に開かれた 運営について	<p>・家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。</p>					
	<p>(交流機会の事例等を記入)</p>					
	<p>・実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。</p>					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">受け入れ人数</td> <td style="width: 30%;">実 習 生：</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボランティア：</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table>		受け入れ人数	実 習 生：	人	
受け入れ人数	実 習 生：	人				
	ボランティア：	人				
<p>(受け入れの事例を記入)</p>						
7 短期入所の併設に ついて	<p>・地域で生活する障害のある人を積極的に受け入れているか。</p>					
	<p>(受け入れ状況について)</p>					
	<p>・緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。</p>					
<p>(緊急・一時的な支援等の受け入れ事例について)</p>						
8 相談支援事業者や 他のサービス事業所と の連携状況について	<p>(具体的な連携状況の事例について)</p>					
9 利用者の権利擁護に ついて	<p>(利用者の個人情報保護に関して実施した事例、虐待等の権利侵害の予防・対応に関して実施した事例)</p>					

<p>10 その他</p>	<p>(利用者の健康管理、医療との連携、職員の質向上等に関して実施した事例について)</p>	
---------------	--	--

年 月 日

日中サービス支援型共同生活援助に関する協議会等への報告書（市町村用）
（ 年度分）

千葉県総合支援協議会長

四街道市障害者自立支援協議会

代表者名

印

上記の件について、下記及び別添のとおり提出します。

記

1 当該年度において「報告・評価シート」に基づき評価・助言等を行った事業所

事業所名	新規	助言・要望

※初めて評価等を行った事業所は、新規欄に○をつけてください。

※評価のほか、助言・要望を行った事業所は、助言・要望欄に○をつけてください。

※上記事業者に対する評価後の「報告・評価シート」の写しを添付して下さい。

2 本件に関する連絡先

担当者名	
連絡先	

年 月 日

市町村協議会等における評価結果等の報告書

(あて先) 千葉県知事

所在地

法人名

代表者名

印

上記の件について、下記及び別添のとおり報告します。

記

- 1 事業所名

- 2 事業所の所在地

- 3 市町村協議会等の開催年月日

(添付書類)

- ・市町村協議会等による評価結果等報告シート (第5号様式)

市町村協議会等による評価結果報告シート

市町村協議会等名	
評価結果等の概要	
<p>※市町村協議会等は、評価結果等報告シートの作成に当たって地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、当該事業における運営方針及び活動内容等について評価を行う事。</p>	

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

四街道市障害者自立支援協議会長

印

日中サービス支援型指定共同生活援助 事業計画シート(No. 1)

基本情報	事業開始予定日	
	法人名称	
	事業所名称	
	住居名称・定員数	住居名： 定員： 人
		住居名： 定員： 人
	住居所在地	
	短期入所	単独型・併設型 定員： 人
人員配置	※別添、「第7号様式」を参照	
	看護職員： 有・無（配置人数： 人（常勤換算 人））	
利用予定者について	主な障害種別	身体： 人、知的： 人、精神： 人、難病： 人
	支援区分	区分1： 人、区分2： 人、区分3： 人、区分4： 人 区分5： 人、区分6： 人
	年齢	60歳以上： 人、50歳代： 人、40歳代： 人、 30歳代： 人、10歳から20歳代： 人
	利用者の障害特性等	医療的ケアの必要な者： 人 強度行動障害のある者： 人
	利用者の通所状況	現利用者： 人 グループホーム内で日中を過ごす利用者： 人 日中活動サービス等を利用する利用者： 人 利用予定者： 人 グループホーム内で日中を過ごす利用者： 人 日中活動サービス等を利用する利用者： 人

日中サービス支援型指定共同生活援助 事業計画シート (NO. 2)

運営・支援について

(1) 事業の目的・理由

- ・ 日中サービス支援型共同生活援助事業を開始する目的について

(2) 日中の支援方法 ※第7号様式を参照

- ・ 日中をグループホーム内で過ごす利用者に対しての支援について
- ・ 利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の支援について
- ・ 利用者の意向にそった適切な障害福祉サービス等の利用に関する支援について

(3) 利用者の健康管理

- ・ 日常の健康管理について
- ・ 利用者の体調変化による緊急時の迅速な対応について
- ・ 利用者の障害の状況にあわせた健康の維持・増進のための工夫について

(4) 利用者の食事

- ・ 利用者の心身の状況に応じた食事の提供と支援について
- ・ 食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本とし美味しく、楽しく食べられる工夫について

(5) 地域との適切な関係確保

- ・ 利用者と地域との交流を広げるための取組みについて

(6) 利用者の権利擁護の配慮

- ・ 利用者のプライバシー保護と権利擁護に配慮した取組みについて
- ・ 利用者の権利擁護のため、虐待等の権利侵害の防止、発生時の対応について
- ・ 利用者の金銭管理について

(7) 利用者の安全確保

- ・ 安全・安心な福祉サービスの提供を目的としたリスクマネジメント体制について
- ・ 災害時における利用者の安全確保のための取組みについて

(8) 計画相談支援

- ・ 利用者に対するモニタリングが適切に実施されるよう相談支援事業所との連携について

(9) 職員の質の向上に向けた体制

- ・ 研修等職員一人ひとりの育成に向けた取組みについて

(10) **設備の特色や工夫**

- ・ グループホーム内で日中サービスを提供するにあたり必要となるスペースや設備の確保について

(11) **短期入所事業**

- ・ 当該短期入所事業の果たす役割について

日中サービス支援型共同生活援助事業所の1日のGH内利用者数・職員の勤務体制案

【 事業所名: 住居名: 】 【 利用者数: 名 必要職員数: 名 】

時間				0:00	2:00	4:00	6:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00	22:00
1日の流れ															
GH内の利用者数				名				名				名			
職員配置															
従業者	職種	勤務形態	資格等												
A															
B															
C															
D															
E															

30

※住居ごとに記入してください。
 ※行が足りない場合は適宜追加してください。
 ※複数の職種を兼務する場合は、行を追加し、職種ごとに勤務時間を記入してください。

日中サービス支援型共同生活援助事業所の1日のGH内利用者数・職員の勤務体制案

【事業所名: 住居名: 】 【利用者数: 名 必要職員数: 名】

時間				0:00	2:00	4:00	6:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00	22:00
1日の流れ							起床・朝食		リビングで音楽鑑賞	昼食		リハビリ体操	夕食	入浴	就寝
GH内の利用者数				5名				3名				5名			
職員配置															
従業者	職種	勤務形態	資格等												
A	サビ管	常勤													
B	生活支援員	常勤	介護福祉士												
C															
D															
E															

31

【事業所名: 住居名: 】 【利用者数: 名 必要職員数: 名】

時間				0:00	2:00	4:00	6:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00	22:00
1日の流れ							起床・朝食	リハビリ体操		昼食	リビングでTV鑑賞		夕食	入浴	就寝
GH内の利用者数				5名				3名				5名			
職員配置															
従業者	職種	勤務形態	資格等												
A	サビ管	常勤													
B	生活支援員	常勤	介護福祉士												
C	生活支援員	非常勤													
D	生活支援員	非常勤		C～Dのうち1名が勤務											
E	生活支援員	非常勤													

※住居ごとに記入してください。
 ※行が足りない場合は適宜追加してください。
 ※複数の職種を兼務する場合は、行を追加し、職種ごとに勤務時間を記入してください。